

東南アジアの社会変化と社会保障制度の拡充
—高齡化、貧困の縮小と不平等化に伴う
タイの外国人労働者の現状を中心に—

Social Changes and Expansion of Social Security Schemes in Southeast Asia:
A Discussion on the Issues of Migrant Workers in Thailand
due to Aging Populations, Poverty Reduction and Inequality in the Region

秦 辰 也 (Tatsuya Hata)*

ABSTRACT: This article focuses on the issues of migrant workers arriving in Thailand due to aging populations, poverty reduction and inequality in the region over recent decades. As economic conditions have “miraculously” boomed during this time with many countries developing rapidly, social security schemes in the region have also gradually improved with the added help of international cooperation. However, increasing numbers of migrant workers, especially unskilled laborers from Cambodia, Laos and Myanmar, have crossed the border into Thailand without a work permit to seek a better life during this period of prosperity. The paper particularly highlights the transitions of migration policy, profile and practice in Thailand and sets forth an assessment on their current status of legality, working conditions, social services and other human rights protection issues. It concludes that long term migrant policy based on their socio-cultural context should be formulated with the cooperation of neighboring countries, while further legal assistance and services need to be provided by both the public and private sectors, especially for unskilled laborers and their children from Myanmar.

KEYWORDS: Aging Society, Social Security Scheme, Unskilled Migrant Workers

はじめに

21世紀に入って、アジア社会は急激な変化を遂げている。第二次世界大戦後に独立を果たした多くのアジア諸国は、その後も東西の冷戦下で朝鮮戦争、ベトナム戦争、カンボジア内戦、ミャンマーの民族紛争や東ティモール紛争などを経験し、長

* Professor of International Cooperation and Development at the Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: khunhata@intl.kindai.ac.jp

©2019 Tatsuya Hata

Hata, T. (2019). Social Changes and Expansion of Social Security Schemes in Southeast Asia: A Discussion on the Issues of Migrant Workers in Thailand due to Aging Populations, Poverty Reduction and Inequality in the Region. *Journal of International Studies*, 4, 13-44.

年にわたって貧困と停滞に喘いできた。日本はいち早く復興を遂げて貧困から抜け出し、高度成長期へと移行しながら国際的には「援助国」への仲間入りを果たし、戦後賠償から始まった政府開発援助（ODA）の多くをインフラ中心の「経済協力」案件の形でアジア諸国に振り向けてきた¹。

しかし1970年代を過ぎると、日本に端を発した戦後の経済成長は、独裁政権下にあった多くのアジア諸国にも工業化を後押しする形で強い成長の波をもたらした。韓国、台湾、香港、シンガポールは新興工業経済地域（NIES）と呼ばれ、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンも ASEAN 4としてこれらに続いた。同じ ASEAN でも後発国といえる CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2000年代まで待たねばならなかったものの、今日までの国家による開発主義的なキャッチアップ型工業化戦略の勢いが拡大してきた点は周知の事実である²。こうした中、世界銀行は1993年のレポートで「東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割」を発表し、1965年からの東アジアにおける成長を分析した。そしてそれは、「権威主義的体制」のもとに、強い開発意思を持った「東アジアモデル」としても注目されることとなった³。また2000年代に入ると、中国が急速に経済力を増し、政治や安全保障問題などあらゆる面での影響力を強めていった⁴。

一方、厚生経済学を前提とした開発論に立てば、アマルティア・センが「ケイパビリティ」という概念で提唱したように、アジアでもそこに生きる人々の「生活の質」の向上に多くの注目が寄せられる状況となった⁵。1990年にはセンの議論に着目した国連開発計画が作成した「人間開発（human development）」の概念が広がり、開発の対象を国家ではなく一人ひとりの人間へと向け、例えば「所得」よりも死亡率や病気、飢餓などの要素を用いた平均余命や、人々の「保護（protection）」、「能力強化（empowerment）」をより注視する「人間の安全保障（human security）」という考え方へと移っていった⁶。これに伴い、日本の ODA も NGO など市民社会による社会開発へのアプローチにも注力し始めた。また、2000年代以降の政策には国連ミレニアム開発目標（MDGs）が、そして2015年には持続可能な開発目標（SDGs）が国連で採択され、マルチステークホルダーによるパートナーシップをより重視し、「誰一人取り残さない」開発への方向性が主流となった。

¹ 佐藤仁（2018）

² 末廣（2000）、佐藤幸人（2012）

³ 坂田・内山（2016）pp10-12

⁴ ISEAS（2019）

⁵ 佐藤仁（2016）pp21-49

⁶ Ibid.

本研究では、こうしたアジア諸国の急激な経済成長と生活水準の向上に関する議論を踏まえて、そこに生きる人々のセーフティーネットの確保が急務である⁷との観点から、特に2000年以降にタイ及び東南アジア諸国において拡充が図られてきた社会保障制度に着目する。そしてアジアで急速に進む「高齢化」、「貧困の縮小化」と、それに伴い移動が活発化している「外国人労働者」⁸の現状と課題について巨視的に議論し、近年東南アジア諸国の中では最も早いペースで外国人労働者が流入しているタイの状況について検証する。また、限定的ではあるがタイ及びミャンマー国境周辺のNGOやコミュニティの動向を参考に、今後の東南アジア地域との社会連携のあり方について検討していくことにしたい。

本論では、まず先行研究を中心にこれまでのアジア諸国の高齢化や貧困と所得格差、そして外国人労働者の受け入れ政策に関する議論について論点を整理し、各国の社会保障制度の動向を追った。また、短期間ではあるがタイでのフィールドワークや聞き取り調査を実施して現状を把握し、その結果をもとに今後の研究諸課題を提起した。

1. 東南アジアにおける社会保障問題への視点

1.1 進む高齢化社会

社会保障を視る第一のポイントは、アジアで進む急速な高齢化である。日本の65歳以上の人口が7%を超えて「高齢化社会」に入ったのは1970年からであるが、先述した東アジアの急速な経済成長と並行して高齢化問題が指摘され始めたのは2000年代に入ってからである。かつてアジアは世界の中でも「子だくさん」の地域で、例えば1950～60年代の合計特殊出生率（TFR：1人の女性が生涯に出産する子どもの数に相当）は5.7を大きく上回っていたが、現在は多くのアジア諸国の同出生率は、

⁷ 内閣府（2010）はアジアの経済発展の観点から、Chomic and Piggot（2014）はアジアの高齢化の観点から迅速な社会保障制度の整備を求めている。

⁸ 「外国人労働者」と「移民労働者」、「移住労働者」（migrant workers）はしばしば同義語で使用される。国連広報センターによれば、「移住労働者」とは「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families）」の第2条で「国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者」として定義づけられている。また、「移民」の定義は国や地域によって異なり、例えば国際移民の正式な法的定義はなく、多くの専門家は移住の理由や法的地位に関係なく定住国を変更した人々を国際移民とみなすことに同意しており、3ヶ月～12ヶ月間の移動を短期的または一時的移住、1年以上にわたる居住国の変更を長期的または恒久移住と呼んで区別するのが一般的である（国連経済社会局）。しかし、実際には「移民労働者」や「移住労働者」のすべてが恒久的に受け入れ国に滞在するとも限らず、短期長期で移動する労働者も多いことから、本稿では誤解を避けるために引用文献を除き「外国人労働者」という用語を使用することにする。

人口が安定的に推移するのに必要な水準（置き換え水準）の2.1を下回るようになっている⁹。2.1を下回るのは、日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、中国、タイ、ベトナム、ブルネイ、北朝鮮といった国・地域である¹⁰。これは何を意味するのかというと、これまでは総人口に占める生産年齢（15～64歳）の割合が上昇し、経済成長が促進される「人口ボーナス」効果があったのに対し、近年では効果が薄れて生産年齢人口比率が減少して経済成長を妨げる「人口オナス」に転換していくことが予測されるということである¹¹。

表1は、ASEAN+3諸国の都市人口の占める割合と各年齢層が占める人口比率を表したものである。都市人口比率が4割に満たない国はベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオスに限られている一方で、60歳以上の人口比率が10%を超える国は日中韓に加えてシンガポール、タイ、ベトナム、マレーシアの4ヶ国に上っている。

新田目（2006）は、こうしたアジアの「高齢化」に早くから焦点をあて、医療・年金・福祉制度のどの領域についても制度的対応が不十分な状態にあり、当時の財政状況下でその状態を短期間に改善することは困難であると述べた。そして、北欧

表1. アジア諸国の人口と都市および年齢層の比率と予測

	総人口(万人)	都市人口%	0～14歳%	15～59歳%	60歳以上	60歳以上 2050年予想
シンガポール	5,709	100%	15%	66%	20%	40.4%
タイ	69,038	49.9%	17%	66%	17%	37.1%
ベトナム	95,541	35.9%	23%	65%	11%	27.9%
マレーシア	31,624	76.0%	24%	66%	10%	23.6%
インドネシア	263,991	55.3%	27%	64%	9%	19.2%
ミャンマー	53,371	30.6%	27%	64%	9%	18.8%
ブルネイ	429	77.6%	23%	68%	8%	30.9%
フィリピン	104,918	46.9%	32%	60%	8%	14.0%
カンボジア	16,005	23.4%	31%	62%	7%	17.6%
ラオス	6,858	35.0%	33%	61%	6%	14.7%
日本	127,484	91.6%	13%	53%	33%	42.5%
韓国	50,982	81.5%	13%	67%	20%	41.5%
中国	1,409,517	59.2%	18%	66%	16%	36.5%

出所： World Population Prospects, United Nations 2017 Revision,
Department of Economic and Social Affairs, Population Division, United Nations 2018

⁹ 大泉（2018）pp208-228

¹⁰ Ibid.

¹¹ Ibid.

諸国の「高福祉・高負担」モデル、アメリカの自己責任下の市場メカニズムによるモデルに対して、日本の「地域福祉」を選択肢に挙げて可能性を探った。また、各国の歴史、伝統、文化などを十分に踏まえた上で、社会手当 (Demogrant, Social Pension)、公的年金、私的年金、さらに家族・コミュニティなどのインフォーマルな「社会保障」やその他の医療制度、個人資産などに配慮し、それらの最も適当な組み合わせを考慮した上で設計することが望ましいという世界銀行の Multi pillar model にも言及し、アジアにとって最も相応しい「地域福祉」のあり方を求めた。

一方、河森 (2009, 2016) はこうしたアジア諸国の高齢化と社会保障について検討する上での重要ポイントを強調し、タイの医療福祉制度を精緻に分析した。重要ポイントとは、欧米諸国と比較してアジア諸国の高齢化のスピードが速いことはいうまでもないが、日本や韓国などの東アジア先進国と中国や東南アジアの間には経済成長と高齢化の関係性における異なるパターンが見られることであり、(表1では具体的に一人当たり GDP は示していないものの) 中国や東南アジア諸国は、所得レベルが低くかつ国家による社会保障が未整備な段階で高齢化社会に突入していることを指摘した。加えて、東南アジアでは医療サービスの普遍化の要請と高齢化に伴う介護サービス普及の要請が同時進行で起こっており、これについては日本とは40年に近いタイムラグがあったとしている。そして、都市化がまだ進んでいない農村人口が相当程度残った段階での社会保障制度システムとしては、日本や韓国、台湾などのように介護保険制度を準備している「東アジア先進国型」とは異なるものが必要だと述べ、「政府 (サービス供給者としての)」、「コミュニティ住民組織」、「家族」、「市場」といった4つの主体の設定と、政府の調整能力の組み合わせが重要だと提案した。その上で、近年におけるタイの社会保障制度である「30 パーツ医療制度」¹²のしくみや機能に着目した。

これに関連して、アジア地域の社会・文化的特徴を深く理解し、社会そのものに埋め込まれた福祉とケアの多元性の観点から、速水 (2019) は近年の実践的な諸事例を取り上げ、今日の東南アジア地域の複雑な社会的様相を鋭く検証している。中でも、タイ北部チェンマイ県にはカレン族やシャン族など少数民族の多くがミャンマーやラオスと国境を跨ぐ形で暮らしているが、そこで「家族」や「コミュニティ」の視点から繰り広げられている「高齢者」や「移民労働者」に対するケアのあり方は、極めて特徴的であると考えられる¹³。

¹² 河森によれば、タイの総人口の約7割を対象とするこの制度では、1回30パーツ (1パーツ約3円) の手数料で疾病の診断・治療 (心臓病などの高額治療や伝統治療営業法に定める伝統医療を含む)、出産2回以内、入院患者向けの食費及び室料、歯科治療、国家基本薬剤リストに沿った薬剤、医療機関間のリファーラル (送致) などのサービスが公的医療機関から受けられることになっている。

¹³ 速水 (2019) の第8章ではチェンマイ県の山地カレン村落における高齢者の棲み方について、

1.2 貧困の縮小と不平等化の拡大

第二の視点は、特に東南アジアで縮小する貧困問題と不平等化の拡大である。社会開発に関するこれまでの東南アジアの状況を振り返れば、その前提として NIES をはじめとして「アジア的停滞」から「東アジアの奇跡」へとパラダム転換を起こした各国の経済成長があったことは明白である。いわば、ほんの一昔前までは、貧困と停滞が支配していたアジア社会が、わずか数十年で「世界の工場」にのし上がり、世界経済の成長を主導するまでに発展を遂げたのである¹⁴。また、政治的影響については次章で述べるが、国家の役割としてはこの間アジア諸国では「開発独裁」とも呼ばれる「権威主義体制」が続き、民主主義が制限される中で成長戦略がとられていった。

しかし、その後はフィリピンやインドネシア、ミャンマー、タイなどで民主化の動きが活発になり、アジア各地で市民社会の動きが注目される中で先進諸国からの ODA、企業、NGO などの民間による国際協力が果たした役割も大きかった¹⁵。特にカンボジアでは、国連の監視下で総選挙が行われた 1992 年から 2010 年代にかけての海外からの援助額が毎年増加し、中でも社会開発分野における NGO からの拠出金は、保健、教育、コミュニティなどでの社会事業、HIV/AIDS 分野にその多くが振り向けられてきた¹⁶。図 1 に示すとおり、それぞれの国が定めている貧困ライン以下で生活する人口割合はミャンマーを除く国々で着実に減少傾向が見られる。また、図 2 からも明らかなように、ばらつきはあるが 1,000 人あたり 5 歳未満の乳幼児死亡率についても多くの国々で改善が見られる状況となっている。

しかし、これらの国々で絶対的貧困が縮小していく一方で、近年指摘されているのが格差の拡大に伴う不平等化の問題である。川中豪 (2018) は、1970 年代から 2010 年代にかけての東南アジア諸国のジニ係数の変化を示し、全般に所得格差が広がっているのは明らかだとして、マレーシアとタイが高いジニ係数を維持しながらも減少傾向を見せているのに対し、インドネシアとシンガポールは所得格差の拡大を経験していると指摘している。また、フィリピンはこれら 4 カ国よりもジニ係数は高く推移しており、1998 年のエストラダ政権以降はやや減少傾向にあるものの、1986 年の民主化以降に拡大傾向を示した点などの特徴を捉えている。そして各国の分析を踏まえて、所得格差の拡大や固定化、新しい社会階層の出現などが東南アジア諸国の政治的な安定に影響を与えており、顕著な経済成長が急速な社会変化によって亀裂し、民主主義体制を不安定化させているとしている。

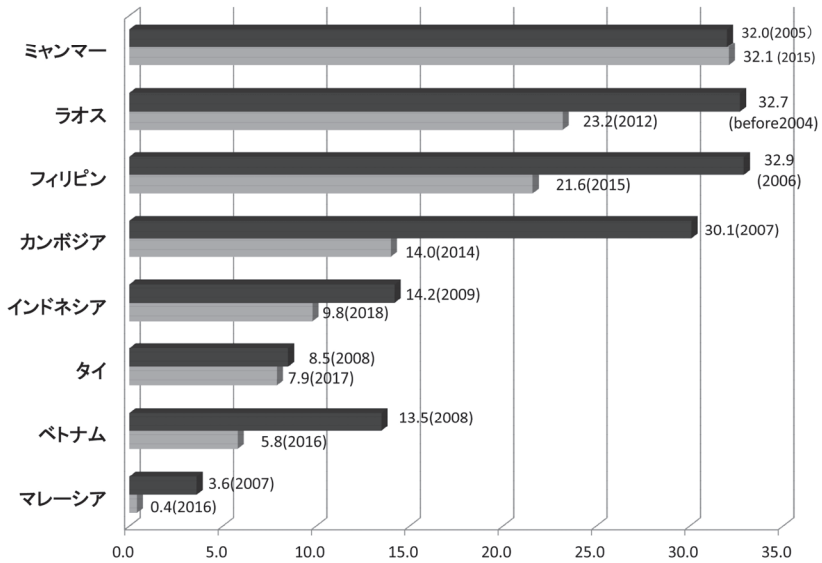
また岡部 (2019) の第 14 章では同じチェンマイ県の国境付近のシャン人移民労働者の子どもたちへの出家から見たケアについて議論されている。

¹⁴ 坂田・内山 (2016)

¹⁵ 秦 (2014)

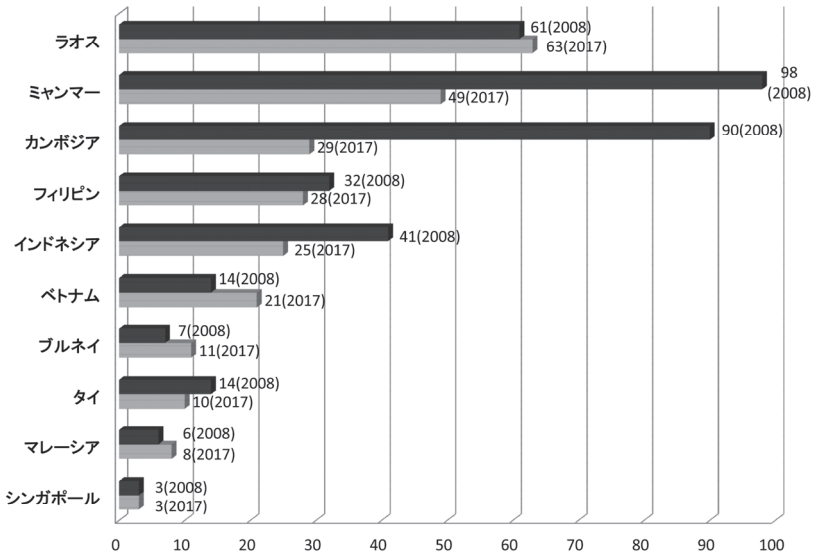
¹⁶ Ibid.

図1. 国家貧困ライン以下で生活する人口の占める割合の変化 (%)



出所：Asian Development Bank Basic Statistics 2010/2019 をもとに筆者作成

図2. 1000人あたり5歳未満の乳幼児死亡率の変化 (人)



出所：Asian Development Bank Basic Statistics 2010/2019 をもとに筆者作成

日下渉（2019）も、民主主義と資本主義の間には原理的な矛盾があることを前提に、格差の拡大が階層間だけではなく、民族・宗教・地域といった複数の集団間の亀裂によってモザイク状に差異化して敵対関係が生まれる要因になりうることを懸念している。各社会集団の利益を適切に代表して政党や議会が強い民主制度に基づき政策形成によって対立を調整できればよいが、2000年代にフィリピンやタイで不平等に不満を抱く貧困層の指示を得たポピュリズムとそれに反発する動きなどが露呈した問題などを事例に、格差の拡大に警鐘を鳴らし、持続可能な民主主義の深化の必要性に言及している。特にタイなどでは、依然として軍の政治関与が強く、都市スラムや農村部の貧困層へのバラマキ政策が続いている。また、近年増加している周辺国からの外国人労働者の流入によって民族や宗教の違いによる不平等化の拡大もみられ、一層複雑な社会状況を生み出している点も懸念される。

1.3 国際労働移動と外国人労働者の増加

社会保障制度を検討する第三の視点は、世界的に増加する国際労働移動とそれに伴う外国人労働者の増加である。しかしそこには、人身取引（human trafficking）、不法滞在、労働者の人権侵害などの問題が山積しており、東南アジア地域においては特に周辺国のカンボジア、ラオス、ミャンマー（CLM 諸国）、から多くの外国人労働者や難民などを受け入れてきたタイにおいて、これらの事例が多数報告されてきた¹⁷。

岩崎薫里（2015）は、ASEAN 諸国で近年活発化している国際労働移動の特徴を①高所得国への移動、②低技能労働者¹⁸の移動、③近隣国バイアス、④送り出し国と受け入れ国間の歴史的つながりによる影響としている。そして、ASEAN 域内についていえば、主な送り出し国はミャンマー、インドネシア、マレーシア、ラオス、カンボジアであり、人の流れとしては、①ミャンマー、ラオス、カンボジアからタイ、②インドネシアからマレーシア、③マレーシアからシンガポールへの移動がとりわけ顕著であり、フィリピンやベトナムについては ASEAN 以外の国、特にアメリカへの労働者送り出し大国として捉えて各国の現状を分析し、とりわけ非熟練労働者を大量に受け入れてきたタイやマレーシアにおける深刻な人権侵害や、受け入れ国側が体制をつくる上での膨大なコストの問題、中長期的視点による政策づくりの必要性などに触れている。

こうした外国人労働者の問題は、短期的には経済成長の押し上げや国際競争力の維持には大きな効果をもたらす点が多いが、滞在期間が長くなり、短期労働者から

¹⁷ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019)

¹⁸ 岩崎（2015）は「低技能労働者」という用語を使用しているが、本論文では引用箇所以外については「非熟練労働者」という用語を使用する。

受け入れ国への長期生活者へとフェーズが移る中で、社会保障の拡充が深刻な問題となっていく。日本においても近年外国人労働者の増加や受け入れ拡大については議論が活発であるが、未登録（非合法）やオーバースティでかつ非熟練労働者であればなおさら自国民への社会保障制度からは除外され、搾取されたり差別を受けたりする問題へと連鎖する構造が生まれることにもなっていく。

表 2. アジアにおける外国人と難民在住者数

	総人口	外国人在住者数	人口に占める外国人在住者比率 (%)	滞在する難民数 (概算)
シンガポール	5,603,740	2,543,638	45.4	3
タイ	67,959,359	3,913,258	5.8	132,838
ベトナム	93,447,601	72,793	0.1	0
マレーシア	30,331,007	2,514,243	8.3	98,207
インドネシア	257,563,815	328,846	0.1	4,270
ミャンマー	53,897,154	73,308	0.1	0
ブルネイ	423,188	102,733	24.3	0
フィリピン	100,699,395	211,862	0.2	189
カンボジア	15,577,899	73,963	0.5	104
ラオス	6,802,023	22,244	0.3	0
東ティモール	1,184,765	10,834	0.9	0
日本	126,573,481	2,043,877	1.6	2,560
韓国	50,293,439	1,327,324	2.6	874
中国	1,376,048,943	978,046	0.1	301,052

出所: United Nations, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, Trends in Migration Stock 2015 をもとに筆者作成

表 2 はアジア諸国における外国人と滞在している難民数を表したものであるが、人口に占める外国人数の割合で見るとシンガポールが突出して高く、次いでブルネイ、マレーシア、タイと続いている。また、難民の数で見ればミャンマー難民を多く受け入れるタイとマレーシアが挙げられる。

差し当たり、非熟練労働者を取り巻く社会保障制度の問題については第 3 章で近年 ASEAN 諸国の中で最も早いペースで外国人労働者を受け入れているタイを事例に議論を深めることにし、次章では、そもそも東南アジア地域でどのように社会保障制度が整備されていったのか、主だった国のこれまでの動向と地域事情を探ってみることにする。

2. 社会保障制度の拡充と地域事情

高齢化が急速に進み、格差の拡大や不平等化が懸念され、政治的には「ポピュリ

ズム」政策が批判される東南アジア諸国。だが「福祉国家」としての観点でみると、社会保障制度についてはこれまで欧米や日本を含む先進国での議論が主流であったが、ばらつきはあるものの経済成長と並行して広がりを見せ始めたのも事実である。本章では、東南アジア諸国がどのような政治体制でいかなる社会保障制度を整えてきたのかについて検討してみたい。

2.1 社会保障制度の動向

浅見 (2011) は、各国の歴史文化的な背景や経済状況、政治的形狀の違いがあり、異なる点はあるものの失業保険に関する政策については韓国では 1995 年、台湾では 1999 年、タイでは 2004 年、ベトナムでは 2007 年に取り組みが始まったことに触れている。社会保障は、個人レベルから会社などの産業レベル、地域レベルや国家レベルへと発展していくが、理論的根拠として経済成長はもちろん、政治的なファクターも大きい。韓国や台湾に続き、タイ、インドネシア、フィリピンにおいては民主化に伴って 1990 年代から 2000 年代にかけて国民健康保険制度が導入されていく経過を辿った。通常こうした保険制度は正規の労働者と非正規労働者間、あるいは多くの農民たちとの不平等を是正し、公平性を維持していくのが理想であるが、浅見は韓国と台湾を除き、不平等な状況があることを供給側の制約から分析している。そして、政策担当者が頻繁に使う予算不足という理由よりも、行政の威力不足と汚職の問題について厳しく指摘している。

こうした多くのアジア諸国における社会保障制度は、まず公務員や軍人から始まり、大手企業の正規雇用者、続いて中小企業の正規雇用者へと進んでいった。そして、その後に入力が最も低い農民や非正規労働者といったインフォーマルセクターの人々の問題が取り残されていく状態がみられるのが現状である。大泉 (2018) も、制度的には最後に自営業・農業従事者を取り込み、国民皆社会保険制度が完成するという点に言及している。そしてこれに人口動態の視点を加えて、社会保障制度の第一段階にあるのが出生率が高く若年層の多い低所得国の CLM 諸国、第二段階が工業化進み経済成長が軌道に乗ったベトナム、フィリピン、インドネシア、第三段階が国民皆社会保障制度を構築しつつあるマレーシア、タイ、中国、そして国民皆社会保障制度は完成したものの、高齢化の加速により、財政負担をいかに軽減するかや、業種や就業形態による制度間、世代間の公平性の問題などに直面している国々が第 4 段階にある日本、韓国、台湾、シンガポールだと分類している。

各国における社会保障制度の充実度に関する相違も含め、やはり民主主義体制を巡る政治体制の変化による社会保障政策への影響が大きかったと考えられる。そうした政治社会的な背景を踏まえて、次節からは社会保障制度の位相としては第二段階にあるフィリピンとインドネシア、そして軍政が長く続いているものの第三段階

に到達し、今日多数の外国人労働者を受け入れているタイの 3 ヶ国について、経緯も含めて簡潔に整理してみよう。

2.2 フィリピン

フィリピンの社会保障制度は、古くは 1936 年から公務員を対象とする GSIS (Government Service Insurance System: 公務員保険機構) が、また 1954 年には 100 人以上の正規社員を雇用する民間企業を対象とする SSS (Social Security System: 社会保障機構) が年金制度として始まり、その後 1957 年には 50 人以上の正規社員を雇用する民間企業を対象に、1958 年には 6 人以上の正規社員を雇用する民間企業を対象に、そして 1960 年には 1 人以上の正規社員を有する民間企業も対象にという形で広まっていった。そして 1980 年には自営業が対象に、1992 年には農民や漁民が、さらに 1995 年にはインフォーマルセクターの人々を対象にという形で拡大されていった¹⁹。

SSS は政府管轄下の機関であり、退職年金、死亡年金、障害年金といった年金給付サービスのほか、加入者に対し、疾病等による休業給付サービス、GSIS と共通の労災補償プログラム、生活資金、教育資金等に対する貸与サービスも提供しており、財源は労使双方の負担による社会保険料 (Social Security/Insurance Contributions) と投資、貸付等の資産運用の収益から成り立っている²⁰。

また、医療保険制度についてはラモス政権下の 1995 年 2 月に GSIS と SSS を統合する形でフィリピン健康保険公社 (Philippines Health Insurance Corporation: PhilHealth) が設立され、一元的に国民健康保険プログラム (National Health Insurance Program) が実施されることとなった。PhilHealth は保健省傘下にあるが、全国民を公的医療保険でカバーすることをめざしており、加入率は 2017 年現在で 93% となっている²¹。

しかしフィリピンの場合、こうした政府による社会保障制度の整備の背景には、少なくとも 2016 年時点で登録数が 261,762 団体 (NGO-CODE, 2016) ともいわれる CSO (Civil Society Organization, 市民社会組織) が果たしてきた役割が大きいと考えられる。フィリピンでは一般的に CSO を NGO と PO (People's Organization) とに区別しており、すべての団体ではないが、それらの多くが貧困層の人々の社会保障問題に関与している。活動内容も、人権に関するキャンペーンや政策提言、社会サービスや生活改善、調査研究、保健医療の啓発や「保健センター」の運営、教育、職業訓練等々多岐にわたっており、こうした CSO の貢献なくして中央政府や自治体と

¹⁹ 浅見 (2011)

²⁰ 厚生労働省 (2018)

²¹ PhilHealth (2017)

の連携だけでは社会福祉事業が成り立たない状況がある²²。この実態を踏まえて、2019年2月には国民皆保険制度の導入等を目的とした「ユニバーサル・ヘルス・ケア法」も成立し、フィリピンの社会保障制度も新たなステージへと移ったといえるだろう。

2.3 インドネシア

経済成長に伴い、インドネシアでは2004年10月から2014年10月まで続いたユドヨノ大統領の時代に、国民医療皆保険をめざす動きが活発化した。起点となった動きは、2004年に社会保障制度を統一して国民を対象とした新たな制度を整備するために「社会保障制度に関する2004年法律第40号」が公布されたが機能せず、その後2011年10月にこの法律を実施するための「社会保障実施機関法」が成立したことでようやく2014年1月に医療保険実施機関としてBPJS Kesehatan²³が設置され、本格的なプログラムがスタートしたことである。また、2019年現在も国民皆保険には至っていないものの、ジョコ政権下の2015年7月には医療保険以外の労災、死亡一時金、老齢一時金、年金制度を管轄する労働力社会保障実施庁（BPJS Ketenagakerjaan）が創設された。これにより、スハルト政権時以降、ほとんどの社会保障制度の対象となっていなかった農民やインフォーマルセクターの人々が、制度上は対象となることになった²⁴。

もちろん、かといってこれまで農民やインフォーマルセクターの人々に全くセーフティーネットがなかったわけではなく、例えばジャワ人に根づいているカルジャ・バクティ（Kerja Bakti：協働・労働貢献）という伝統的な考え方があり、その行動の基本的規範理念としてのゴトン・ロヨンと呼ばれる精神伝統的な精神が根づいており、共同体で一人、一世帯では遂行できない活動、行事を中心として、冠婚葬祭、災害での相互支援、公共事業への参加、家の修理・立替え、村の道路や用水路の清掃、農作業の手伝い夜警などに対して、他の近隣住民が無報酬で労力を提供する関係がある²⁵。また、歴史を振り返れば、オランダの植民地下にあった1880年にはクーリー条例（Keolieordonnantie van 1880）²⁶と呼ばれる使用者に課せられた規定があり、1911年労働力雇用条例第4条は刑罰規定をもたない農園における契約移民規定であり、使用者に農園内の適切な住居と適切な看護や治療を与えることを

²² 藤岡・山岡（2010）

²³ BPJSはBadan Penyelenggara Jaminan Sosial (Social Insurance Administration Organization)の略称で、BPJS administers the Indonesian national health insurance Jaminan Kesehatan Nasional or JKN for short

²⁴ 厚生労働省（2017）、水野（2018）

²⁵ 浅野（2018）

²⁶ 水野（2019）

義務づけていた。

水野（2008）によれば、独立後のスカルノ政権期からスハルト政権期の社会保障制度は例えば1947年の労働災害法や医療に関する1957年労働大臣規則第15号、さらに1967年労働大臣規則第3号は職員・労働者および家族の病気、妊娠、出産、死亡時の対処など、月20日以上働く労働者を対象とした。しかし、スハルト政権下の1970年代になるとこれらの制度はコーポラティズム的性格を強め、インフォーマルセクターの人々を排除していくことになる。その後1998年にアジア通貨危機が起これ、スハルト政権が崩壊するとソーシャルセーフティーネットプログラムがインフォーマルセクターの人々を対象にスタートし、政権がワヒド大統領からメガワティ大統領、そしてユドヨノ大統領へと交代する過程でコミュニティ健康保険も設けられ、貧困層向けのサービスが始まった。冒頭でも触れたが、2004年の全国社会保障制度についてはその後の起点となり、労働組合やNGOなども加わった社会保障行動委員会を中心とする活発な運動などもあって実現する形となった。また、介護保険制度はないものの、福祉サービスとして児童、高齢者、障害者、貧困者等への個別支援策が取られている。

しかし、徐々に社会保障制度が確立する一方で課題も山積みである。第一に2億6,000万人を超える全国民をカバーする持続可能な社会保障制度に完成させるためには、インフラ整備や医療水準の向上を含めてまずは予算の確保が重要である。例えば、公的扶助制度として「希望ある家族プログラム」(Program Keluarga Harapan)では貧困家庭への直接的な現金給付支援が実施されてきたが、政府は2億ドルを世銀から借り入れ、5年間で55億ドル(約6,000億円)の予算措置を必要とする見込みである²⁷。また水野も、医療社会保障実施庁の赤字は年間8兆ルピー(1ルピー=約0.00786円)に達するだろうと述べ、特に地方では患者数に対して医師や看護師が不足している点も指摘している。

2.4 タイ

タイの社会保障制度の起点になったのは、1990年に成立し、翌91年から施行された社会保障法である。1990年代半ばはタイが中進国化し、同時に中進国化にともなって登場した新しい経済や社会の課題に直面した時期でもあった。技術や知識を基礎とした新産業の育成、イノベーションの推進、情報化社会に伴う都市と農村の情報格差(デジタル・ディバイド)の是正、高齢者対策や福祉の拡充、教育の見直しなどである²⁸。91年には「障害者リハビリテーション法」も制定され、全国で障害者登録が進められるようになった。

²⁷ 厚生労働省(2018)

²⁸ 末廣(2009)

当時のチャートチャイ政権はそれまでの安定したプレーム長期政権を引き継ぐ民主政治で「戦場から市場へ」の政策を掲げたが、その後 91 年の軍事クーデターで失脚した。だが、その後もプーミポン国王の裁定などもあって政治体制の民主化が進み、1999 年の「高齢者宣言」や 2004 年の「高齢者法」を施行。また、2001 年にはタックシン政権下で健康促進法によってたばこ税や酒税といった Sin Tax の 2% が自動的にタイ保健振興財団 (ThaiHealth) に充てられる仕組みができ、スラユット暫定首相時の 2007 年には「障害者リハビリテーション法」が全面改訂され「障害者エンパワーメント法」へと格上げされて障害者への不当な差別の禁止や雇用主の障害者雇用の義務なども盛り込まれた。2015 年 12 月までに 1,737,468 人の障害者が登録され、重度障害者への月額 800 バーツ (1 バーツ約 3 円) の生活補助などが実施されているが、障害者雇用の促進が課題となっている。

しかし、中でも特筆すべき政策は、タックシン政権が誕生した 2001 年の翌年から開始された「30 バーツ医療制度」である。その特徴は「税方式」と「社会保険方式」の混在で、約 500 万人を対象とする公務員・国営企業労働者医療保障に加え、2002 年に加入者約 1,000 万人の全民間事業所が社会保障基金に強制加入になったことで、職域部門において皆保険が実現し、それにユニバーサル・カバレッジ(UC)である加入者 4,900 万人の「30 バーツ医療制度」が導入されて地域保険が確立し、国民皆医療保障が実現した²⁹。

その後 2006 年 9 月に軍事クーデターでタックシン政権は失脚するが、貧困層間での根強いタックシン人気を払拭するために翌 10 月から軍政側は無料化へと踏み切り、2012 年 9 月まで継続しその後は低所得層のみを無料化していく政策をとった。また、高齢者へは、軍人や公務員のように公的年金制度のない 60 歳以上のすべてを対象とする福祉手当制度が 2009 年のアピシット政権時に開始され、一律 500 バーツを毎月支給する仕組みであったが、2019 年現在では 60～69 歳が 600 バーツ、70～79 歳が 700 バーツ、80～89 歳が 800 バーツ、90 歳以上が 1,000 バーツの月額支給にやや改善されている。

この他、タイでは近年様々な社会保障制度の充実が図られているが、2010 年の騒乱や 2014 年 5 月の軍事クーデターなど度重なる政情不安が続いたためか、権力者側のポピュリズム政策が目立っている。Thai PBS ニュースなどによれば、2015 年の国家 e ペイメント・マスタープランに沿って 2017 年 10 月から実施された 18 歳以上で年収 10 万バーツ以下または失業中で、10 万バーツ以上の資産を所有しない生活困窮者に対する支援制度については、政府への登録が認められれば福祉カードが支給され、商務省が指定する「トンファァーショップ (青旗店)」で生活必需品が補助される

²⁹ 河森 (2016)

が、本当に貧困層のみにカードが支給されているのかという疑念の声が寄せられている。また、2018年以降は軍事政権下で貧困家庭を対象に年3回を限度に1回あたり2,000バーツ（子どもがいる場合は3,000バーツ）の一時的な給付などが実施されているが、2019年3月24日の総選挙を控えて矢継ぎ早に実施された近年の政策には、民主化を進める政党からはばらまき政策だとの声も上がっている³⁰。

こうした国内の政情に絡む問題に加え、近年タイ政府が国際的な対応を迫られているのが1.3でも述べたCLM諸国から急増する外国人労働者の受け入れに関する問題と、彼らへの社会保障の整備である。フィリピン、インドネシア、タイの3ヶ国の社会保障制度の現状からいえることは、「上から」ではあるもののいずれの国も各政権下において国民全体に対する社会保障制度を徐々に拡大し整備を進めていることが分かった。しかし、国家の経済発展によって周辺国から入国してくる自国民以外の人々に対する社会保障整備の問題は、「人間の安全保障」やSDGsの「誰一人取り残さない」といった観点から捉えれば、積み残された課題といえるのではないだろうか。

次章からは、これらの国々も加えた東南アジア域内の特徴を考慮して、経済的には突出している隣国タイに多数入国している外国人労働者の現状について検証し、これまでタイ政府が取ってきた政策面について理解するとともに、社会保障の観点から特に非熟練労働者の実態に接近してみることにはしたい。

3. タイの外国人労働者の概要と受け入れ政策の変遷

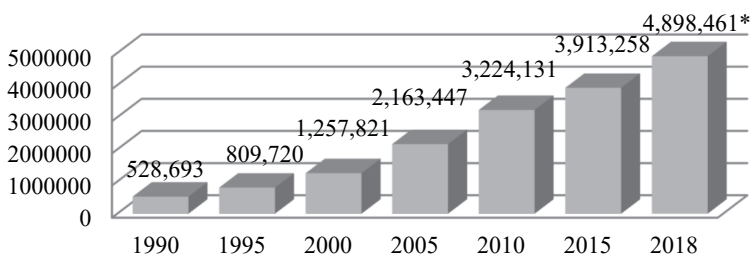
3.1 タイの外国人在住者の概要

タイにおいて近隣のCLM諸国からの外国人労働者が急増したのは経済成長が著しかった1990年代からである。また、すでに示したようにタイ社会の高齢化は東南アジア地域ではシンガポールに次いで進行しているのが現状で今後もさらに60歳以上の人口増加が予測されていることから、経済成長をめざす上で外国人労働者に頼らざるを得ない状況に迫られている。国際移民機関(IOM)関係者(2019)³¹は、Thai Development Research Institute(TDRI)が2012年の調査で高齢化が原因で2020年には約490万人の労働者がタイで不足すると予測し、タイ国家経済社会開発庁(NESDB)もまた2014年に国内の低賃金労働者の不足による外国人労働者の必要性を懸念していた点を指摘し、まさにそれが現実となって進行していると報告している。UNDESA(2017)の統計でも、ASEAN諸国の中では1995年から2015年までの外国人労働者の受け入れ数の増加が最も早いのがタイである。

³⁰ タイのNGO関係者へのヒアリングによる。

³¹ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) pp.9-25

図3. タイの外国人在住者数（1990-2018）



出所： United Nations Department of Social Affairs (2017)と Thailand Migrant Report 2019 の統計をもとに筆者作成(*2018年は11月現在の統計で2018年のみ Thailand Migrant Report 2019の統計を使用)

Thailand Migrant Report 2019によれば、2018年現在でタイ政府が把握している在住外国人の数は4,898,461人であるが、これには486,440人の無国籍者と285,703人の難民もしくはそれに準ずる人々も含まれている。図3は国連の統計と同報告書の統計を統合して作成したものであるが、1990年以降の外国人在住者の増加傾向が続いていることを示している。

報告書は、タイ国内の無国籍者の実際の数はこれを大幅に上回ると予測し、関係者の見解として200万人以上という数字を上げている。そして、外国人在住者の約8割を占めるのがCLM諸国とベトナムからの非熟練労働者で、公表されている数字は3,897,598人である。また、これらの多くが就労している業種は建設業、農業、工場労働者、家内労働者、漁業、水産加工業、サービス業であり、今日のタイ経済の底辺を支えているのが現状である。

表3はこれらのうちのCLM諸国からタイへ移って就労許可取得のプロセスを経て滞在している労働者の数を表したものであるが、約300万人中200万人強がミャンマー人で圧倒的に多い。タイでは、近年これらの国からの外国人労働者の就労許可のプロセスを大きく二つに分けて非熟練労働者を管理し、合法化させることで不法就労者の数を減少させる方法を取っている。その一つが、すでにタイ国内で就労している労働者の送り出し国の国籍証明を行った後に登録するプロセスであり、もう一つが二国間での覚書(MOU)に基づき、出国前にあらかじめ就労許可のための手続きをした上で入国し、登録するプロセスである。また、2014年5月の軍事クーデターで政権を掌握したプラユット暫定政権下では、全国にワンストップサービスセンターを開設して不法就労者が就労許可の手続きが取れるように改善したことから、これを活用したプロセスも実施されるに至っている³²。

³² 大友 (2018)

参考までに、政府統計によれば 2017 年現在で専門職としての就労許可証を取得している人の数は合計 136,542 人で、そのうち日本人が最も多く 36,550 人、次いで中国人が 23,633 人、フィリピン人 15,196 人、インド人 13,550 人、イギリス人 10,392 人、アメリカ人 8,227 人などとなっており、いかにミャンマー人労働者が突出して多いかがわかる。

表 3. 国籍による就労許可のプロセス (2014-2017)

国	就労許可のプロセス	2014	2015	2016	2017
カンボジア	国籍証明登録	107,172	95,357	99,225	13,422
	MOU	87,398	114,436	152,320	203,660
	ワンストップサービスセンター	147,891	439,087	738,947	385,829
	小計	342,461	648,880	990,492	723,911
ラオス	国籍証明登録	33,054	39,261	60,926	76,141
	MOU	20,786	28,561	44,677	78,197
	ワンストップサービスセンター	68,597	135,150	222,839	69,489
	小計	122,437	202,972	328,442	223,827
ミャンマー	国籍証明登録	831,235	854,756	737,677	1,038,048
	MOU	97,984	136,314	195,752	300,869
	ワンストップサービスセンター	102,424	436,154	664,449	723,360
	小計	1,031,643	1,427,224	1,597,878	2,062,277
合計	国籍証明登録	971,461	989,374	897,828	1,248,611
	MOU	206,168	279,311	392,749	582,726
	ワンストップサービスセンター	318,912	1,010,391	1,626,235	1,178,678
	合計	1,496,541	2,279,076	2,916,812	3,010,015

出所： Thailand Migrant Report 2019

3.2 CLM 諸国からの労働者受け入れに関する政策

3.2.1 1970 年代から 2000 年までの政策

Martin (2007)によれば、一般的にタイの法律では外国からの非熟練労働者の就労は禁止されていた。「外国人雇用法 (1978)」においては 27 業種が許可されていたが非熟練労働者は許可されず、実際は「入国管理法 (1979)」の第 17 条によって閣議承認のもと担当大臣の権限で特別なケースとして外国人労働者（ここではつまり非熟練労働者）の受け入れに関する政策の根拠が示されたとしている。

背景には、それまでの CLM 諸国からの難民問題が世界でも広く認知されており、

特にミャンマーからの難民に限っては、1984年のビルマ軍事政権とカレン民族同盟（KNU）との激しい戦闘によって多数のカレン難民がタイに流入したり、その前後の民族紛争などによって難民キャンプが国境周辺に形成されたりした経緯があり、国家の安全保障との関連が推察される。一方、カンボジアやラオス国境であるが、カンボジアについては1980年代後半から和平交渉が本格化し、またラオスについては東欧民主化やソ連の崩壊に伴って経済改革への動きが強まっていった。この間タイでは1982年以降のプレーム政権に代わって1988年に民選によるチャートチャイ政権が誕生し、1991年の軍事クーデターによって一旦停滞はしたものの経済市場がインドシナ半島で拡大していった経緯がある。

こうした中、最初にミャンマー国境での労働者の登録作業が開始されたのは1992年であり、706人が登録された³³。また翌年の1993年にも、そして1996年以降は毎年のペースで滞在期間や手数料に修正を加えたり、業種によっては就労期間も2年へと延長されたりなどした。また、受け入れ対象となる県を拡大しながらすでに入国していた労働者を登録するなどしたが、新たな労働者が流入したため不法就労者の数は一向に減少へとは向かわなかった。その後1997年にはパーツ危機が起これ、1998年から2000年には逆に就労期間が1年間に短縮され、翻弄される労働者にとってはさらに不安定な時期となった。ただ、1998年になると経済が回復したため、2000年にかけて毎年10万人近くが登録した³⁴。

3.2.2 2001年から2010年までの政策

具体的に CLM 諸国からの非熟練労働者への対応が本格化していくのは、2000年代以降、すなわちタックシン政権以降であった。大友（2018）によれば、タックシン政権が始まった2001年に「不法就労者管理委員会（National Committee on Illegal Worker Administration, NCIWA）」を設置するまで、タイ政府は CLM 諸国からの非熟練労働者を管理する組織を持たなかった。

2001年の総選挙で勝利したタックシン政権は、閣議決定によってまずすべての地域のすべての業種で就労を認める決定を下した。また、先述したように NCIWA を設置し、CLM 諸国からの非熟練労働者をタイで活用していく政策を進めた。裏を返せば、不法就労者の数が急増していたため、合法化させることで経済成長へとつなげる意図があったと推察される。対象地域も37県から全県（1都76県）へと拡大した。しかし、タックシン政権下の政策も、決して一貫したものとはいえなかった。

³³ Martin (2007)は、登録費用や保釈金が5,000 バーツかかった点や、明確な方針がない中で101,845人に対して内務省（MOI）からパープルカード（臨時就労許可）が発行された点にも触れている。

³⁴ Ibid.

例えば、NCIWA 管理下での就労許可の登録手数料や延長手続きの手数料などが労働者への負担となったり、行政側の対応が柔軟ではなかったりして 2001 年から 2003 年にかけて就労許可証の申請者が 568,285 人から 288,780 人へと減少した³⁵。この背景には、不法就労者を合法的に受け入れる政策をとる一方で、そうではなく不法就労者のままで滞在し続ける人々を本国へと半強制的に帰還させる狙いもあった。

2003 年には国家安全保障委員会 (NSC) が不法就労者の対応を強化し、CLM 諸国の登録した非熟練労働者の最低賃金の保障や関連した法律の問題解決に取り組む一方で、付帯する家族の問題や許可された就労期間を終えた人々の帰国を促し、自国内の国境付近での経済活動や毎日国境を超えて通勤することも奨励した。しかし、結局はタイ国内の非熟練労働者のニーズが極めて高かったため、労働省には 245,100 人の雇用者から 150 万人もの労働者の要望が出されるなどした。これに関連して、タクシン政権下では、「TR38/1」カード (通称ピンクカード) という就労許可証を発行して一時的な就労と滞在を許可したほか、CLM 諸国からの労働者の国籍証明手続きを推進したり、送り出し国との MOU の履行などの政策を打ち出したりした。

よって、その後も非熟練労働者の数は増え続け、2006 年には 668,576 人が、翌 2007 年には 460,014 人がそれぞれ登録した。この時期のタイの外国人労働者受け入れ政策は、結局タイ側の雇用主の主導による登録制度の推進であり、非熟練労働者を送り出す側の CLM 諸国内では、民間や政府系の企業がそうしたニーズに応えるために人材を確保し、MOU の内容に沿ってそれぞれのタイ大使館や領事館で手続きを取って 2 年間の期限付き就労許可を取得してから入国する形となった。また、2008 年には「外国人雇用法 (1978)」が全面的に改定されたことから、外国人労働者の就労や就労許可に関する手続きが明確化され、労働者が帰還する場合のための基金が設けられるなどの条項が加えられた³⁶。最終的に、就労許可の期間は 2 年であり、内閣の承認がない限り更新は 1 回 2 年のみで最大連続で 4 年間就労できることや、就労許可なく就労した場合の罰則規定³⁷なども設けられた。

3.2.3 軍事政権 (NCPO) の政策

タイの政治は 2006 年の軍事クーデター以降タクシン派と反タクシン派間の政権争いで混乱が続いたが、その後 2014 年の 5 月に軍事クーデターで実権を掌握した国家平和秩序評議会 (NCPO) は、近隣諸国からの労働者を厳しく管理し、特に非正

³⁵ Martin (2007) p4、大友 (2018) p125

³⁶ Chamcham (2016) によれば、この改定では原則として 1) タイの安全保障の維持、2) タイ国民の雇用の機会の保護、3) 外国人労働者の保障によるタイの発展と成長が基盤に置かれている。

³⁷ 就労許可がなく就労して摘発された場合は最高で 5 年間の懲役、罰金は 2,000~100,000 バーツであるが、摘発後 30 日以内に国外に退去した場合は罰金のみが課せられるなどである。

規の労働者に対して圧力をかけた。そして、翌月の 6 月には取り締まりを強化する動きが起ると 25 万人以上ものカンボジア人労働者が摘発を恐れて国境へと押し寄せ、逆に NCPO は好景にあったバンコクの建設業界などからの強い反発を受ける状況になった³⁸。

これを受けて、NCPO は一転 160 万人ほどの CLM 諸国の外国人労働者を登録する政策を打ち出した。そして周辺諸国と新たに MOU を締結³⁹し、NSC の新たな調査結果をもとに不法就労者の削減を図ることとなった。こうして発行されたのが「外国人雇用法 (2008 年)」や外国人労働者の入国管理に関する法律を統合してつくられた「外国人の就労に関する法令 (2017)」である。この法令によって外国人労働者の業種や規則、不法就労者と雇用主に対する罰則などがさらに厳格化され、人身取引や不法就労者の様々な問題の防止を強化した。しかし、この法令の発布があまりにも一方的であったため、またも多くの CLM 諸国の外国人労働者が自国へと帰国し始めた。よって、経済界や市民社会からの反発が強まって改定を求められた⁴⁰。こうしたプロセスを経て、翌 2018 年 3 月に罰則などを緩める形で「外国人の就労に関する法令」が施行されるに至った。

新たな MOU の締結と改定された法令は、人材派遣会社に 500 万バートの保証金を課すことでこれまでに蔓延していた悪質なブローカーの規制で一定の評価が得られた⁴¹。また、国際基準に則って ASEAN 諸国の受け入れ国としては初のケースとしてタイに入国する労働者への雇用に対する負担額をゼロにし、契約書についても自国の言語を使用して被雇用者が理解できるよう考慮した。

この他、NCPO は未登録の外国人労働者の登録を促進させるため、先述したワンストップサービスセンターをまずは国境周辺の 10 県に開設しその後全国へと広げた。そして、これまで一時的に発行されていたピンクカードをより安定した形で 2 年間の就労許可が確保される国籍証明登録へと切り替える方向を取ったのである。また、外国人労働者向けの相談センターも開設し、雇用主や NGO などと連携して労働者の保護対策にも取り組み始めた。これによって、就労許可を取得できれば、職種の変更や他県への移動などもしやすくなったり、問題が生じれば何らかの支援が受けら

³⁸ 地元メディアのほか、BBC や日本のメディアでも大きく報道された。United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) p2

³⁹ それまでの MOU は 15 年前に締結されたものであり、内容的には国家安全保障を管轄する NSC の影響が強かったため、労働省や外務省などの関連省庁との調整や ILO の関与をもとに労働者の人権や社会的な保護、技能向上などを考慮したものへと修正された。加えて、労働者を送り出す側である CLM 諸国からの問題提起もそれまで以上により具体的に示される形となった。

⁴⁰ 市民社会のネットワークである Migrant Working Group は、NCPO に対して外国人労働者の過度な取り締まりに関する報道を中止するよう求め、2017 年法令の改定を求めた。

⁴¹ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) pp27-41

れる可能性が増したりなど一定の改善が図られていると考えられる。

3.3 非熟練労働者への政策的課題

これまで述べてきたように、1992年以降のCLM諸国から大量に入国してくる非熟練労働者に対する政策は、紆余曲折を経ながらも徐々にではあるが改善の兆しが窺える。だが、十分な政策が取られているとはいいい難く、IOMのGrimwadeとNeumann⁴²は以下の5つの改善点を挙げている⁴³。

第一は、1998年の労働者保護法に基づく非熟練労働者の権利保障の問題である。これは国籍に関わらず保障されるべきであるが、特に農業労働者、漁業労働者、家内労働者の保護の問題である⁴⁴。第二は、雇用主と労働者間の関係改善である。手続き上は規制緩和によって労働者が直接タイ当局と交渉して許可が得られれば雇用先を変更することが可能であるが、実際には簡単な手続きとはいいい切れない。NGO関係者⁴⁵によると、法律上外国人労働者は労働組合の組合員にはなれるものの、自らが中心になって交渉団体を設立して訴えることができない問題点⁴⁶と、政府の担当者、雇用主、労働者が十分に法律を理解していない点、そして複数ある言語の問題や煩雑な手続きといった課題も多いとのことであった。第三は、非熟練労働者に対して十分な保障がされていないことである。非熟練労働者はいわゆる3D (dirty, dangerous, difficult) 関連の業務に雇用されがちであり、十分な賃金が支払われなかったり、健康保険の未払いの問題であったりなどである。これらの問題もMOUであればカバーされるべき事項であるが、そうではない漁業や農林畜産業、家内労働者などに多くその傾向がみられるとしている。第四は、銀行口座の開設など金融機関に対するアクセスの問題、そして第五はタイ社会への適合の問題であり、滞在が長期化していくタイ社会の外国人労働者の受け入れに関する最も根幹に関わる問題である。

タイ社会がどのようにして中長期的にCLM諸国からの非熟練労働者を受け入れていくのかは、極めて重要な問題だと考えられる。つまり、これまでみてきた政策は改善こそされてきたもののいわば付け焼刃的に経済成長を優先した形で行われてきており、一時的で不安定なものにしか過ぎない。したがって、現状では経済的、

⁴² Ibid.

⁴³ Ibid.

⁴⁴ Thailand Migrant Report 2019では、外国人労働者の中でもセックスワーカーの人身取引の問題についても詳しく言及されているが、タイの法律では「セックスワーク」が合法化されていないということから、ここには含んでいない。

⁴⁵ 2019年8月20日にMigrant Working Groupの責任者から聞き取り調査を実施した。

⁴⁶ タイでの労働組合の設立については、1975年に制定された「労働関係法」によって規定されており、設立に当たっては同一使用者の下で働く者又は同一業種で働く者でタイ国籍を有する成人の労働者10人以上が発起人となり、労働組合の規約案を作成し、国に申請しなければならない。

社会文化的、政治的側面からの外国人労働者（とりわけ非熟練労働者）に対する偏見（segregation）や差別（discrimination）、外国人嫌悪（xenophobia）といった問題が根強くあり、経済的、社会文化的、政治的側面から、受け入れ国にとっても送り出し国にとっても双方の発展にプラスであり、社会的な貢献が非常に高いという考えには至っていないという問題が指摘されている⁴⁷。

以上、掻い摘んで今日タイ政府が抱える政策的課題について検証した。次章では、実際のフィールドレベルでの取り組みについて、限定的だが観察を試みたい。

4. タイの外国人労働者の社会保障に関する諸問題と NGO の取り組み

前章の 3.3 で述べた政策的課題に関連して、業種からみれば漁業、農林畜産業、家内労働に対する課題が強調されたが、他にも製造業や建設業、運送運搬業、サービス業など県や地域などによって状況は異なる。ここでは非熟練労働者の子どもたちの問題や教育、健康問題、権利保障に関する現状と NGO の取り組みについて、バンコク、サムットサーコーン、ターク、チェンマイ各県での現地調査をもとに述べていくことにしたい。

4.1 非熟練労働者の子どもたちの問題と教育支援

非熟練労働者とともに CLM 諸国からタイに入国してきた子どもたちや、タイ国内で生まれた非熟練労働者の子どもたちの権利の保護は、国際的に注目されるべき重要な課題である。

まず教育へのアクセスについてであるが、2008 年の基礎教育コアカリキュラムに則り、公的教育機関や NGO の支援などによって基本的には外国人労働者の子どもたちも国籍の有無に関わらずタイ国内の初等及び中等教育を受けることができる。2017 年の教育省の統計では、145,379 人がタイの学校に就学している。そして、修了証書も習得でき、経済的に可能であれば大学までの教育も受けることができる。この点については、2018 年に教育省から「無国籍もしくはタイ国籍を持たない子どもたちへの教育提供に関するガイドライン／ハンドブック」が発行されており、進展がみられる。関連して、15 歳以上の子どもたちのための成人教育プログラムへのアクセスも初等と中等教育レベルで保障されていることから、近年の改善点が確認できた。

だが、例えば筆者が訪問したバンコク都ワタナー区オンヌットにあるテーブルックサー地区⁴⁸のごみ処理場で働くミャンマー人労働者によれば、言語の違いやいじめ

⁴⁷ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) pp27-41

⁴⁸ シーカーアジア財団の関係者によれば、この地区は 1995 年にバンコク都庁にコミュニティ

に関する問題を心配して、タイの学校には就学させたくないといった家族が存在した。基本的に、タイの公立学校への教育アクセスが保障されている点は大きいといえるが、個別のケースについては地域社会や他の外国人労働者との情報共有に加えて、NGOなどのサポートが必要な点が窺えた。

一方、ミャンマー労働者の子どもたちのために設けられた学習センター（通称「移民学校」）も、全国にわたり設置されてきた。表4はタイの13県で設置されている学習センターの数と児童数を表したものであるが、NGOやコミュニティの支援もあて2018年11月現在で110のセンターが開設されている。これらのセンターでは基本的にはミャンマー国内の教育カリキュラムに則った就学前及び初等教育が提供されているが、同じミャンマー人でも県によっては民族や人数規模により状況も異なる。例えば、筆者は水産加工工場で働く労働者が多く集まるサムットサーコーン県のマハーチャイ地区を訪ねたが、この地域にはもともと多くのモン系（低地モン族）

表4. 外国人労働者の子ども用学習センターと児童登録数(2018年11月現在)

県	学習センター数	児童数
バンコク	3	139
チェンマイ	2	44
チェンライ	4	190
チュンブーン	2	72
カンチャナブuri	1	233
パトゥムタニー	4	193
パンガー	3	300
ラノー	13	2,462
ラヨーン	1	50
サムットプラカーン	2	47
サムットサーコーン	4	510
ターク	70	12,085
トラート	1	25
合計	110	16,350

出所：Thailand Migrant Report 2019

として登録され、2018年現在約700人がゴミの収集・分別・販売などを行っており、そのうちの約6割がミャンマー人労働者であるとのことであった。

図4. マハーチャイの学習センター（筆者撮影）



タイ人が多く生活しており、そうした社会環境もあって寺院の住職がモン系ミャンマー人労働者の子どもたちの状況を見かねて地域の寺委員会と相談して境内の敷地を一部提供し、2008年に学習センターを開設した（図4）。ここではミャンマー東部から来たモン系ミャンマー人の初等教育レベルの子どもたち約80名が学んでいた。

使用言語はモン語が中心であり、基本的には帰国を前提にミャン

マー国内の初等教育カリキュラムに沿って授業が行われているが、母語のほかにも教員たちは公用語のビルマ語、英語、タイ語も教えている。校長を務めるモン人男性によると、いずれは帰国しなければならない子どもたちのために、ミャンマー国内でも正規の初等教育と認められるような内容にし、進学に問題が起きないように配慮しているとのことであった。地域住民への聞き取りによれば、外国人労働者間でも経済的な面での格差がかなり生じているということであった。

また、ターク県のメーソットにあるスカイブルー学習センターも同様の教育方法であった。校長によればセンターには主にビルマ族やカレン族の子どもたち100人以上が登録しており、隣接するごみ処理場で生計を立てている非熟練労働者の子どもたちが学習していた。マハーチャイ地区の小学校と同様にこのセンターも将来子どもたちが帰国することを前提にミャンマー国内の初等教育カリキュラムに合わせて教育を提供しているが、最大の問題はどのようにしてセンターの運営経費を捻出し、自分も含めた教員の人件費を確保して継続できるかだとのことであった。いずれのセンターも、卒業後に帰国しない場合にはタイに残って学校外教育のカリキュラム（成人教育）やタイの学校に進学をするか、あるいは様々な形で就労の道を切り開くかになるとのことであった。

タイ教育省とMigrant Working Groupのデータによれば、2018年現在でタイの公立学校に登録されている外国人労働者の子どもの数は145,379人で、学校外教育センターの登録者が2,562人、外国人労働者の子ども用学習センターが16,350人であり、学校にアクセスできていない子どもたちの数は約20万人と推定している⁴⁹。筆者もバンコクやターク県メーソット郊外にあるスラムやごみ処理場など最も劣悪な環境

⁴⁹ United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) pp99-116

下で生活する人々の生活居住区を訪問したが、多くの労働者は教育面や法的立場だけでなく、経済的に困窮もしていることは明らかであり、より複雑な問題を抱え込んでいることが窺えた。表 5 は、外国人労働者の子どもの権利の保護に関して起こった事案であるが、タイ政府が把握しているだけでも 1,200 件を超える事案が報告されており、こうしたケースや未就学の子どもたちには特に公的機関や NGO などからの支援が求められている。

表 5. 外国人労働者の子どもの権利の保護に関する事案

内容	人数
逃避／路上生活	17
子どもの養育の放棄	112
身体的虐待	12
性的虐待	35
精神的／感情的虐待	0
望まない妊娠	10
行動不審／薬物中毒	31
自動車の暴走／娯楽施設での不適切な行為	9
ケアテイカーとの問題	160
家庭内暴力	14
人身取引	60
宿泊施設の不足	85
経済的問題／貧困	368
身体的・精神的な問題	21
不法入国	224
合計	1,212

出所：Thailand Migrant Report 2019

4.2 非熟練労働者とその子どもたちのヘルスケア

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC : Universal Health Coverage) とは、全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、必要な時に支払い可能な費用で受けられる状態のことをいうが、SDGs の 3 番目に掲げられているのがあらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進することである。2.2.1 でも述べたとおり、タイではすべての子どもたちはもちろん、国民に対する UHC については、これまでに多くの成果をあげてきた。表 6 はタイの医療保険制度の概略を示すものであるが、これらの制度によって、現在 99%以上のタイ国民がカバーされている。しかし、CLM 諸国からの非熟練労働者のヘルスケアについては、1998 年以降から徐々に整備されつつあるが課題も多い。

CLM 諸国からの非熟練労働者で、MOU もしくは国籍証明によって就労許可を得た者に対するヘルスケアは、2018 年現在で主に二つの保険制度が適用されている。一つがタイ国民と同様の社会保険制度 (SSS) と、もう一つが外国人労働者健康保険

制度 (MHIS) である。SSS については給与の 5% の負担であり、医療、出産、傷害、死亡、児童手当、高齢者、失業の 7 つが対象となり、高齢者と失業以外はタイ人の社会保険と同レベルで、通常は就労 3 ヶ月後から対象となる。また、MHIS については保健省によって 1998 年に設立されたが、CLM 諸国からの非熟練労働者については一時的な「TR38/I」カードが発行されて就労許可を申請する場合には 1 年間で 500 バーツと健康診断 600 バーツの料金を払う必要があり、その後は 1999 年に 1,000 バーツ、2001 年に 1,200 バーツ、2004 年に 1,300 バーツと値上がりしていった⁵⁰。

表 6. タイの主な医療保険制度

	公務員医療給付制度	社会保険制度 (SSS)	国民医療保険制度 (UCS)
対象人口	400 万人 (6.25%)	1,200 万人 (18.75%)	4,800 万人 (75%)
受益者	公務員・配偶者・近親者	公的機関・民間企業の職員	左記に該当しない人
財源	税金	3 者 (雇用主と職員からの給与の 5% と政府からの 2.75%)	税金 (一人当たり 3,344 バーツ)
財源拠出機関	財務省中央会計局	労働省社会保険事務局	国民健康保険事務所 (独立機関)

出所：Thailand Migrant Report 2019

しかし、特に農業や漁業の労働者や家内労働者など多くの非正規非熟練労働者がこれらの保健医療制度でカバーされていないため、2013 年には就労許可のある無しに関わらず、SSS に加入していないすべての非熟練労働者とその配偶者や家族を対象にした MHIS が実施されることとなり、7 歳以上は年間 2,200 バーツと健康診断料 600 バーツ、7 歳未満は 365 バーツの料金となった⁵¹。こうした状況改善から、2018 年現在の保健省と労働省の統計で非熟練労働者の SSS の加入者は 1,107,426 人、MHIS 加入者は 862,870 人、保険未加入者は 1,115,865 人となっている⁵²。

関連して、出生届を提出していない非熟練労働者の問題も未解決のままである。出生届を取得するためには、病院もしくはコミュニティの代表からの証明が必要であり、それを役所に届け出なければならない。だが、多くの非正規の非熟練労働者は、タイ国内で出産した場合にそれを行わず、出生届がない子どもたちが多い。その場合、その子どもは予防接種や医療費負担が増えるばかりでなく、その後に国籍を取得することが非常に困難になる場合があり、ヘルスケアに限らず人権保護の観点から生涯大きな問題を抱えてしまうことになる。

こうした問題に対応しているのが NGO やターク県のメーソットにある総合病院、あるいは主にカレン族などの非熟練労働者を対象に活動をしているメータオ・クリ

⁵⁰ Chamcham (2016) p20

⁵¹ Chamcham (2016) p21

⁵² United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand (2019) p124



図5. メータオ・クリニック (筆者撮影)

ニックである (図5)。メータオ・クリニックはミャンマーから難民として逃れてきたシンシア・マウン医師らによって1989年にメーソット郊外につくられたクリニックで、現在はミャンマー人労働者やカレン族の難民、ミャンマー国内の国境周辺の人々を対象に医療サービスや子どものケア、リプロダクティブヘルス、ヘルスワーカーのトレーニングなどを実施している。2018年の実績ベースでも、医療サービスの支援を受けた人々の数は98,762人に上り、内61%が女性、25%が5歳未満の子どもたちであった⁵³。

4.3 農業労働者の権利保障の活動

本章の最後に、Solidarity Center⁵⁴とタイの Human Rights and Development Foundation⁵⁵が主催し、チェンマイで2019年8月17日と18日に開催されたミャンマーからの非熟練労働者であるシャン族 (タイヤイ) の農業労働者向けの Migrant Justice Program と、Migrant Working Group (22団体) の活動について簡単に述べておきたい。



図6. シャン族の農業労働向けセミナー (筆者撮影)

筆者がオブザーバー参加したセミナー (図6) では、外国人労働者向け相談センターから派遣された有識者や NGO 関係者がシャン族の言語に翻訳されたタイの「労働者保護法 (1998)」や SSS、労働者の権利に関する資料を用いて、参加者30数名の農業労働者の代表を対象に講義形式でその内容を説明していた。チェンマイのミャンマー人労働

者の特徴としては、もちろん業種は様々であるが、シャン族の人々が多いことであ

⁵³ Mae Tao Clinic ホームページ

⁵⁴ 1997年に労働運動を基盤にアメリカで設立された団体 (本部: ワシントン DC) で、各国の労働組合や労働者グループ、コミュニティなどと連携して労働者の権利を守り、人身取引の防止や不当な労働環境の改善、女性のエンパワーメント等を目的に教育、研修、法的支援、調査研究など世界60カ国以上で事業を展開している。

⁵⁵ 2000年、人権擁護を目的にタイで設立された NGO で、近年はミャンマー人労働者の人身取引問題に関する事業や、弁護士グループと CSO のネットワークをつなげる活動などを多く展開している。

る。NGO 関係者の話では、ミャンマー人でも民族によってそれぞれ言語や文化、宗教、生活習慣なども異なることから、そうした言語に関する配慮が必要であることや、法律に関する理解が行政、企業、雇用主、非熟練労働者間で十分に浸透しておらず、適切な対応がなされていないケースが多いとのことであった。チェンマイにおいてはそうしたケースが農業部門で多くみられる傾向があることから、今回のセミナー開催に至ったとのことであった。

こうした取り組みは国境周辺の各県で開かれてはいるものの、財政的な面からも充分ニーズに対応できていないという。2006 年に設立され、22 団体が参加する **Migrant Working Group** は、これまでに CSO や専門家、政府関係機関との情報交換や政策提言、研究調査などを実施し、外国人労働者の権利の保護や差別撤廃を求めて活動しており、タイ社会においては以前よりも改善されつつあるとの見解であった。だが、政府においては中長期的な視点に立った対応がさらに必要であり、今後は国籍条項を含めて、少子高齢化社会に対応できる多文化共生社会の構築のための方針が必要なのではないかと語っていた。

5. おわりに

本論では東南アジアにおける社会保障の拡充を探る第一の視点として、先行研究をもとに急速に進む高齢化の現状を示し、第二に自国民の間で進む貧困問題の縮小とそれに伴う不平等の拡大について議論した。また、フィリピン、インドネシア、タイにおける社会保障の整備について概観し、その上で第三の視点としてこれらの国に次いで社会保障の整備が今後進むと予想される CLM 諸国からタイへと移動する外国人労働者の問題に言及した。特にタイにおける外国人労働者の問題については、現状分析と受け入れ政策の変遷、そしてとりわけ非熟練労働者の社会保障に関する様々な問題と取り組みについて検証してきたが、これらの議論に基づき以下の問題意識を共有したい。

一つ目は、東南アジア諸国ではこれまでの経済成長と高齢化に伴って社会保障の拡充が漸進的に進行しており、各国間で充実度の相違はあるが段階的に公務員や軍人、大手企業、中小企業、さらには農民やインフォーマルセクターを含む一般国民へと拡大し浸透し始めていることである。したがって、これまでの貧困問題も政府関係機関やコミュニティの自助努力、あるいは NGO などの支援によって徐々に縮小化し、セーフティーネットが構築されてきた。つまり、経済成長に伴って確固たる財源に基づき自国民だけではなく外国人労働者も含むすべての人々への社会保障の質的な充実が問われる時代を迎えていることである。

二つ目は、東南アジア域内における経済格差によって労働者の移動が活発化し、

特に近年は社会保障の充実が顕著にみられるタイへの外国人労働者の移動が増加しており、その約8割がCLM諸国からの非熟練労働者という現実である。余談ではあるが、バンコクの日系人材派遣会社の経営者の話によると、ミャンマーの人材派遣会社からの情報としてタイへの労働者は推定500万に達しているとの推測であった。高齢化が進むタイにおいて、もはや外国人労働者なしでは経済の成長は語れない。北部チェンマイの建設業関係者は、「周辺の建設現場で働く労働者のほとんどはミャンマー人（主にシャン族）だ」と語っていたが、建設業に限らず多くの工場や、農林水産業、家内労働が近隣からの非熟練労働者で支えられているのが現状である。したがって、当面は域内での国際労働移動は増加傾向が続くことが予想され、とりわけ非熟練労働者への十分な社会保障と人権の保護が求められると予測される。

三つ目は、タイ社会ではこうした非熟練労働者に対する社会保障も徐々に拡充され始めており、政策そのものは一貫性に欠け、企業主導で長期的な計画も明確ではないが、コミュニティや市民社会の理解と相互扶助が進み、教育や保健医療の面からも漸進的に改善がみられることである。もちろん課題も多くあり、かつ状況は複雑である。特に数的にも多く、かつ民族的にも言語や文化、慣習的な違いなどの面からより困難な状況にあるのはミャンマー人労働者であり、それぞれの民族に配慮した対応が求められる。中でも教育の保証や保健医療サービスに関するタイとミャンマー間の資格認定の問題やNGOによるクロスボーダー・オペレーションなどは、政府や国際機関からの理解と協力に加えて、民間資金を募るなどしてさらに対応を充実させるべきであろう。

最後に、今後の取り組みと展望について添えたい。まず、就労許可の期間と長期滞在に伴う国籍付与に関する緩和の問題である。本論では議論できなかったが、タイ政府は現在のところ上限を決めずに外国人労働者を受け入れているが、長期化する人々の永住権や国籍取得については厳しい立場を取っている。これまでの歴史的な経緯からもこうした問題を直視する必要があるだろう。今後は移民政策に関するASEAN域内の方向性を検討していく必要があるだろう。また、上記に関連して送り出し国であるCLM諸国の現状分析をさらに進め、今後の域内での連携をさらに加速化させて、社会保障制度の拡充に関連したSDGsの目標達成に向けて中長期的な方針と戦略を検討していくことである。これには政府や民間企業、専門家はもちろん、市民社会も巻き込んだマルチステークホルダーによる議論と問題へのアプローチ、そして具体的な解決策が不可欠である。そして、タイを含め、東南アジア地域の社会保障や各地で起こっている外国人労働者に関連する問題は、この地域に進出している多数の日系企業や在留邦人を含め、私たちが暮らす日本に多くのことを示唆してくれている。そのような点からも、今後この分野における研究がさらに深められることを望みたい。

参考文献

- 浅野壽夫 (2018) 「インドネシア農村における持続可能な開発～ジョクジャカルタ独別州ナワンガン集落を事例として」『現代社会研究』第4号 pp.2-24
- 新田目夏実 (2006) 「アジアの高齢化と日本の地域福祉」『アジア研究』Vol. 52, No. 2, April 2006 pp.79-94
- 岩崎薫里 (2015) 「ASEAN で活発化する国際労働移動—その効果と弊害を探る」JRI レビュー 2015, Vol.5, No.24, pp.3-34
- 遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 (2018) 『現代アジア経済論』有斐閣ブックス
- 大泉啓一郎 (2007) 『老いていくアジア』中公新書
- 大泉啓一郎、「第10章 老いていくアジア—人口ボーナスから人口オーナスへ」、『現代アジア経済論』遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 2018 有斐閣ブックス pp.208-228
- 岡部真由美 (2019) 「第14章 出家からみるケアの実践とその基盤」『東南アジアにおけるケアの潜在力』京都大学出版会 pp.473-502
- 大友有 (2018) 「タイにおける非熟練外国人労働者の雇用実態と課題」2018
- 浦川邦夫、「第11章 不平等化するアジア—貧困から格差へ」『現代アジア経済論』遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 2018 有斐閣ブックス pp.229-253
- 川中豪 (2018) 「第2章 東南アジア5か国の所得格差と政治—インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポールに関わる研究サーベイ」川村晃一編『東南アジア政治の比較研究』調査研究報告書、アジア経済研究所、国連広報センターウェブサイト「移住労働者」<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/migrants/> (2019年8月15日アクセス)
- 佐藤寛 (2008) 「もう一つの社会資本 (ソーシャルキャピタル) と日本の国際協力」、Civil Engineering Consultant, Vol. 240 July 2008 pp.36-39
- 佐藤仁 (2016) 『野蛮から生存の開発論』ミネルヴァ書房
- (2018) 「第13章 分かち合うアジア—開発協力と相互依存」『現代アジア経済論』遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編 2018 有斐閣ブックス pp.273-293
- 佐藤幸人 (2012) 「第3章 キャッチアップ型工業化論の再検討と開発主義国家論の現段階」『キャッチアップ再考』調査研究報告書 佐藤幸人 (編) アジア経済研究所 pp.31-43
- 河森正人 (2009) 『タイの医療福祉制度改革』お茶の水書房
- (2016) 「東南アジアの福祉と国家についての一考察 —タイの事例をつうじて」海外社会保障研究、No.193、国立社会保障・人口問題研究所 pp.43-53
- 厚生労働省 (2018) 『海外情勢報告』<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/pdf>
- 坂田幹男・内山怜和 (2016) 『アジア経済の変貌とグローバル化』晃洋書房
- 末廣昭 (2000) 『キャッチアップ型工業化論』名古屋大学出版会
- (2009) 『タイ中進国の模索』岩波新書
- 末廣昭、大泉啓一郎編著 (2017) 『東アジアの社会大変動』名古屋大学出版会
- タイ教育省 (2018) 「無国籍もしくはタイ国籍を持たない子どもたちへの教育提供に関するガイドライン／ハンドブック(2018)」(タイ語) <https://www.moe.go.th/moe/upload/news/20/FileUpload/50931-4205.pdf>
- 独立行政法人国際協力機構 (JICA)、グローバルリンクマネージメント株式会社 (2016) 「フィリピン共和国 UHC 情報収集・確認調査 報告書」JICA
- 内閣府 (2010) 「第4節 アジアの長期自律的発展の条件」アジアがけん引する景気回復とギリシャ財政危機のコンテキスト、『世界の潮流』平成22年5月、内閣府政策統括官室 (経済財政分析担当) https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sh10-01/s1-10-2-4/s1-10-2-4-1.html

- 秦辰也編 (2014) 『アジアの市民社会と NGO』 晃洋書房
- 藤岡秀英、山岡淳 (2010) 「フィリピンにおける NGO による社会政策の可能性」 国民経済雑誌 第 202 巻第 2 号
- 速水洋子編 (2019) 『東南アジアにおけるケアの潜在力』 京都大学出版会
—— (2019) 「第 8 章 ケアから見なおす共生の形」 『東南アジアにおけるケアの潜在力』 京都大学出版会 pp.263-289
- 日下渉、「格差と民主主義」 『現代アジア経済論』 遠藤環・伊藤亜聖・大泉啓一郎・後藤健太編、2018 有斐閣ブックス pp.251-253
- 水野広祐 (2019) 「第 3 章 インドネシアにおける社会保障制度」 『東南アジアにおけるケアの潜在力』 速水洋子編、京都大学出版会、pp.129-145
- メータオ・クリニック支援の会 (編) (2019) 『国境の医療者』 新泉社
- 山田美和 (2014) 「第 4 章 タイにおける移民労働者受け入れ政策の現状と課題 メコン地域の中心として」 『東アジアにおける移民労働者の法制度： 送り出し国と受け入れ国の共通基盤の構築に向けて』 日本貿易振興機構アジア経済研究所、pp.141-177
- Asami, Yasuhiro (2011) *Overview of the Evolution of Social Security in Asian Countries*, Expert Meeting: On Building Social Safety Nets for Employment-Strategies in Asia, Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan 21-22 February 2011, pp.21-38
- Chamchan, Chalermopol and Kanya Apipornchaisakul (2016) *Health Security for Cross-border Migrants in Thailand: Where have we been?*, Mahidol University, Nakhon Phatom
- Chomic, Rafal and John Piggot (2014) *Population Aging and Social Security in Asia*, JCER Working Paper, AEPR series No. 2014-2-1
- CODE-NGO (2016) *Assessment of the Enabling Environment for Civil Society Organizations in the Philippines*, CODE-NGO in Partnership with the Alternative Law Groups (ALG)
- Cook, Sarah and Jonathan Pincus (2014) *Poverty, Inequality and Social Protection in Southeast Asia*, Journal of Southeast Asian Economies, Vol.31, No.1 (2014), pp.1-17
- International Labour Organization, *TRIANGLE in ASEAN Quarterly Briefing Note*, Thailand October-December 2018
- ISEAS (2019) *The State of Southeast Asia: 2019 Survey Report*, ISEAS Yusof Ishak Institute
- Mae Tao Clinic <https://maetaoclinic.org>
- Martin, Philip (2007) *The Economic Contribution of Migrant Workers to Thailand: Towards Policy Development*, International Labour Organization Subregional Office for East Asia, 2007
- Migrant Working Group HP <https://mwgthailand.wordpress.com/testimonial/aboutmwg/> (2019 年 8 月 20 日アクセス)
- Olivier, Marius Prof. (2018) *Social Protection for Migrant Workers in ASEAN: Developments, Challenges, and Prospects*, International Labour Organization
- PhilHealth, 2017 Stats & Charts
https://www.philhealth.gov.ph/about_us/statsncharts/snc2017.pdf
- Suryahadi, Asep, Vita Febriany and Athia Yumna (2014), *Expanding Social Security in Indonesia*, United Nations Research Institute for Social Development, Working Paper 2014-14
- Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific, 2014
<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2014-2015/asia/thailand.html>
- Thailand Development research Institute (TDRI) (2012) *Designing Manufacturing and Labor Force Development Strategies for Industrial Sector Demand in 2015*, TDRI, Bangkok
- The National Team for the Acceleration of Poverty Reduction (2018) *The Future of the Social Protection*

System in Indonesia: Social Protection for All, The National Team for the Acceleration of Poverty Reduction

United Nations, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, (2017)

United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand edited by Benjamin Harkins (2019)

Thailand Migrant Report 2019, United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand

United Nations, (2017) World Population Prospects 2017 revision

[法令関係資料]

Alien Working Act, B.E. 2521 (1978)

Alien Working Act, 2551 (2008), replacement of above act

Amendment to the Nationality Act 2008 As Published in the Government Gazette, Vol.125, on 27 February 2008

中川典子 (2013), 日本人留学生の異文化接触とアイデンティティ-留学前、留学中、帰国後のイメージ分析を通して-, 流通科学大学論集-人間・社会・自然編-第25巻第2号, 53-75頁.

ハンゲル能力検定協会 (2017), 『2017年版「ハンゲル」能力検定試験 ハン検 過去問題集〈5級〉』, 東京:ハンゲル能力検定協会.

Eduard C. Lindeman, *The Meaning of Adult Education*, New Republic, Inc. New York, 1926. 堀薫夫訳 (1996) 『成人教育の意味』, 東京:学文社.